

徹底批判！「戦争立法」 (1)

法案化の枠組み 米戦争に“切れ目なく”参加

安倍内閣が今国会での強行を狙う「戦争立法」。自民、公明両党による法案骨格の合意文書から、自衛隊が米国の戦争に「切れ目なく」参加・支援する危険な本質が浮かび上がります。危険と問題点を徹底批判します。

安倍内閣は圧倒的な国民の反対世論に逆らい昨年7月1日に集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を強行しましたが、それを具体化する法律をつくって初めて集団的自衛権の行使も可能になります。自民、公明両党の合意に沿って、政府は4月中旬をめどに法案作成作業を始めています。(表参照)

「戦闘地域」へ

合意の特徴の第一は、米国が世界のどこで戦争しても、自衛隊が従来の「戦闘地域」まで行って軍事支援を行う仕組みをつくることです。

これまでは自衛隊の海外派兵のたびに特別措置法をつくって対応してきました。今度は派兵恒久法を作って、米国などからの要請があれば、いつでも派兵できるようにします。

これまで武力行使に対する「後方支援」には「非戦闘地域」という歯止めを設けていましたが、これを撤廃。従来の「戦闘地域」での自衛隊の活動を可能にする「戦地派兵」となります。この場合、敵から攻撃されれば武器使用して反撃することを、安倍首相は認めています。

「搜索・救助」については「戦闘現場でも継続」することを、恒久法に盛り込もうとしています。自衛隊をまさに「殺し殺される」現場に置くことになります。

「どこでも」という点では、これまで日本「周辺」有事で米軍を「後方支援」

するための法律だった周辺事態法を改定。「周辺事態」という概念をやめ、「どこで」という地理的制約をなくします。恒久法を含め、地球の裏側までいって自衛隊が米軍支援をできるようにします。

さらに国際平和協力（PKO）法の改定では、PKOでの武器使用権限拡大に加え、「国連が統括しない」人道支援や治安維持のための紛争地派兵まで可能にすることが狙われています。そうなればアフガニスタンで約3500人もの死者を出した国際治安支援部隊（ISAF）のような活動にも道を開きます。

先制攻撃でも

第二は、「閣議決定」に対応し、政府の裁量次第で米国のどんな戦争にも参加できるようにすることです。

具体的には、「武力行使の新3要件」を武力攻撃事態対処法などに書き込みますが、どんな事態が該当するかは、「個別的、具体的に政府が総合判断する」（安倍首相）というだけで、米国の先制攻撃でも該当する場合があることを否定していません。

まさに「切れ目のない」対応を可能にする仕組みです。

（つづく）

新3要件 従来の武力行使の3要件に、海外での武力行使を可能にする違憲の集団的自衛権行使の要件を付け加えたもの。(1)わが国に対する武力攻撃が発生したこと、又はわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること(2)これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段のないこと(3)必要最小限度の実力を行使すること。

有事から平時まで「切れ目のない」戦争参加・支援立法

「閣議決定」	具体化・戦争立法	問題点
「自衛の措置」 ⇒集団的自衛権行使容認	集団的自衛権の根拠づくり (武力攻撃事態対処法、自衛隊法改定)	他国への武力攻撃に反撃参加 広い政府の裁量、判断は無限定に 米国の先制攻撃への反撃に対しても「反撃」参加(集団的侵略)
「国際社会の平和と安定に一層の貢献」	恒久法制定	イラク・アフガン型の米国の戦争を支援 「戦闘地域」での活動容認 戦闘現場になっても「一時休止」のみ
⇒戦闘地域での後方支援	周辺事態法改定・周辺概念の取り外し	「捜索・救助」は戦闘現場でも継続 戦闘になれば武器使用の危険高まる 派兵計画策定は政府に「白紙委任」
⇒国際平和協力(PKO)で任務遂行型武器使用 駆けつけ警護可能	PKO法改定 PKOでの武器使用拡大 人道支援活動、治安維持活動などを追加し、武器使用権限拡大を検討 紛争地派兵	PKOの変質・妨害排除、警護的任務 「治安維持」名目で対テロ、ゲリラ戦 ⇒ISAF型の多国籍軍に参加
「グレーゾーン」 ⇒米軍の武器を防護 ⇒閣議決定の簡略化 ⇒邦人救出作戦	自衛隊法95条・武器防護規定の米軍その他軍隊へ転用(自衛隊法改定など)	現場指揮官の判断で事実上の集団的自衛権行使へ(戦争開始) 邦人救出の軍事作戦

2015年3月29日(日)

徹底批判！「戦争立法」(2)

海外派兵恒久法 確実に高まる「戦死」リスク

自衛隊は1990年代から海外派兵に踏み出しましたが、これまで1人の戦死者も出さず、1人の外国人も殺していません。しかし、安倍政権が狙う「戦争立法」が通れば、「戦死」リスクは確実に高まり、戦後初めて、日本国民が海外で「殺し殺される」ことになってしまいます。

“歯止め”撤廃

テロ特措法やイラク特措法といった従来の派兵法は、期限や任務を限定した時限立法でした。「戦争立法」に関する与党合意は、時の政権の判断でいつでも派兵できる海外派兵恒久法の新設を明記しました。

その最大のポイントは、「戦闘地域に行かない」という“歯止め”の撤廃です。

歴代政権は、自衛隊の海外派兵は「憲法違反」だという政府見解との整合性を取るために、「他国の武力行使と一体化しない」という制約を設けました。その柱は、自衛隊の活動を「非戦闘地域」での「後方支援」に限定する、ということでした。これによって、自衛隊は海外に出るが、「海外での武力行使ではない」と説明してきたのです。

与党合意は、「他国の『武力行使』との一体化を防ぐための枠組みを設定する」としており、「武力行使との一体化」論そのものは残しています。

しかし、与党協議に出された政府資料は「一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みは維持しない」として、「非戦闘地域」の概念を撤廃する考えを明記。代わって「現に戦闘行為を行っている現場」では、「支援活動は実施しない」としました。

つまり、実際に銃弾が飛び交う「戦闘現場」でなければ活動を継続するといふものですが、「戦闘現場」になっても撤退はせず、「休止又は中断する」だけです。

さらに、戦場に取り残された米兵などの「捜索・救助」であれば「戦闘現場」でも活動を継続します。この点は、昨年7月の「閣議決定」にも盛り込まれておらず、新たに加わった重大問題です。

可能性認める

1954年の創設以来、実戦で1発の弾も撃ってこなかった自衛隊が「攻撃され、結果として応戦して戦闘に参加するのではないか」一。日本共産党の笠井亮議員が昨年7月14日、衆院予算委員会で追及したのに対し、安倍晋三首相は「そこが戦闘行為の現場になる」と述べ、戦闘参加の可能性を認めました。

首相官邸でイラク派兵を仕切っていた柳沢協二・元内閣官房副長官補は「非戦闘地域」撤廃で、「確実にリスクは高まります。イラクでは何とか戦死者を出さずに済みましたが、あれ以上のことをやれば必ず戦死者が出る」と警告しています。（「朝日」21日付）（つづく）

テロ特措法、イラク特措法

第2条3項（自衛隊の活動は）現に戦闘行為が行われておらず、実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域で実施する



海外派兵恒久法は、ここを削除 !!

2015年3月30日(月)

PKO法改定 アフガン治安活動も可能に

自衛隊員が海外で“敵”に銃を向ける日が来るかもしれません。

従来の海外派兵法はいずれも「自己防護」に限り、武器の使用を認めていません。ところが「戦争立法」に関する与党合意は、国連平和維持活動（PKO）協力法を改定して「実施できる業務の拡大及び業務の実施に必要な武器使用権限の見直しを行う」としています。武器使用の範囲を任務遂行まで拡大し、「治安維持」の名目で敵対勢力との交戦にまで道を開くよう、法改定を狙っているのです。

与党協議に配布された政府資料によれば、PKO参加5原則のうち、五つ目を書き換える方針です（別項）。これにより、他国部隊が攻撃された際の「駆け付け警護」も可能になります。

攻撃なくとも

しかも、PKO法改定で「国連が統括しない活動」への参加も可能にし、そこでも任務遂行のための武器使用を解禁しようとしています。さらに、自衛隊が攻撃を受けていなくても、「侵害行為の抑止と防止」のため、武器を用いて「強制的な権限を使用」（政府資料）することも可能になるとしています。

そうなれば、アフガニスタンに展開していた国際治安支援部隊（ISAF）のような活動も可能になります。

米国はこれまでも日本にISAF参加を要請しており、政府も参加を検討していました。しかし、「憲法が禁止する武力行使にあたるものは当然ありうる。我が国としてこれを行うことは許されない」（福田康夫首相、08年1月10日、参院外交防衛委員会）として断念しました。

負担が増える

ISAFは治安維持を主任務にしていましたが、米軍主導の「対テロ」掃討

作戦と混然一体になり、2002年から14年までの13年間で約3500人が死亡しました。日本と同様、政府が憲法解釈を変えて派兵したドイツ軍は54人が犠牲になっています。

武器使用基準を拡大することで、現場の自衛官の負担は格段に増します。自衛隊元幹部は、「誤って民間人を殺傷した場合の対応で、憲法を改正して軍事法廷の設置が必要になる」と指摘します。また、仮に正当行為と認められても、一生、罪の意識を背負うことになります。

イラク・インド洋に派兵された自衛隊員は殺傷行為に関わっていませんが、ストレスなどで40人以上が自殺しています。これが、銃撃戦にまで道を開けばどうなるのか。イラク・アフガンから帰還した米兵が1日平均で20人以上、自殺している現実があります。（つづく）

現行の武器使用基準



武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限ることを基本とする。受け入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、業務の遂行に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能



新たに追加される武器使用基準

2015年3月31日(火)

徹底批判！「戦争立法」（4）

周辺事態法改定 米軍と地球規模で一体化

米軍との軍事一体化を地球規模で拡大するのが周辺事態法の改定です。

1999年に成立した同法は、日本が武力攻撃を受けていなくても、武力攻

撃のおそれがある「周辺事態」であると認定すれば、日本が米軍の海外での戦争に自動参戦する仕組みを定めています。

ただ、「他国の武力行使との一体化」を防ぐためとして、（１）自衛隊の活動は「後方地域」（非戦闘地域）に限る（２）武器・弾薬の提供や戦闘発進中の米軍機に対する給油・整備を行わない—などの制約が課されています。

加えて、「周辺事態」の「周辺」について、政府は「中東やインド洋は想定されない」（小渕恵三首相、９９年４月２８日、参院本会議）と説明。事実上の地理的制約が存在していました。当時の政府関係者は、「周辺事態」は朝鮮半島危機であると語っています。

制約投げ捨て

与党合意は、これらの制約をほぼ全面的に取り外そうとしています。

まず、与党協議に提出された政府資料によれば、周辺事態法から「我が国周辺の地域」という文言を削除し、地理的な制約の完全撤廃を狙っています（別項）。これに伴い、「周辺事態法」という名称そのものが変わります。

さらに、「後方地域」という枠組みも廃止。自衛隊を他国領域まで派兵して後方支援を行います。海外派兵恒久法と同様、自衛隊の戦地派兵を進める考えです。

加えて、戦闘発進中の米軍支援や、弾薬提供も解禁。文字通り、米軍の戦争に地球規模で日本が自動参戦する仕組みになる危険があります。

周辺事態法は米軍への支援に限定していますが、同法の改定では、米軍以外の他国軍への後方支援も視野に入れます。

これらから、米軍との一体化を進め、さらにオーストラリア軍との共同を進めることで、米国のアジア太平洋への戦略的リバランス（再配置）を軍事的に補完する狙いが浮かび上がってきます。

アジアに戦火

政府関係者は、周辺事態法の改定で、朝鮮半島有事に加えて台湾有事、さらに南シナ海・東南アジア有事まで対象にすべきとの考えを示しています。

つまり、南シナ海での中国と東南アジア諸国との領有権争いも「我が国の平和と安全に影響を及ぼす事態」とであると判断すれば、自衛隊が介入するというものです。アジアに戦火をおよぼしかねない危険な動きです。(つづく)

現行周辺事態法での「周辺事態」の定義

そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態

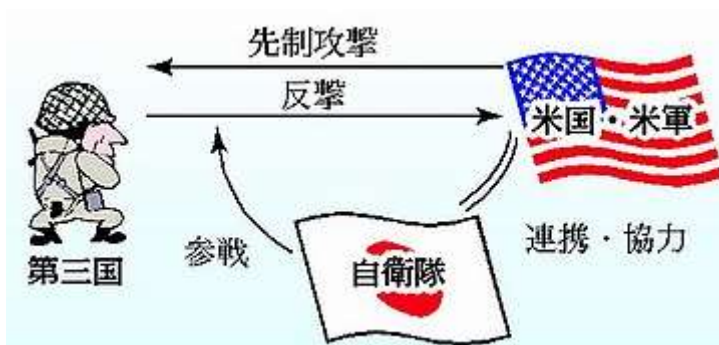
この部分を削除。地理的には無限定に!

2015年4月2日(木)

徹底批判！「戦争立法」 (5)

武力攻撃事態対処法改定 「先制攻撃参戦」排除せず

昨年7月1日の「閣議決定」で安倍内閣は、集団的自衛権行使を容認しました。「戦争立法」の中で、従来の武力行使の3要件に集団



的自衛権の行使を加えた「新3要件」を、武力攻撃事態対処法などに書き込み

ます。

新たに付加される集団的自衛権行使の要件は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」です。

無制限に拡大

その最大の問題は、「国民の権利が根底から覆される明白な危険」という要件に該当するかどうかの判断が、政府の裁量で事実上無制限に拡大することです。

「日本に対する武力攻撃の有無」と異なり限界が不明確です。

たとえば、米国が違法な先制攻撃を行った場合はどうか。

安倍晋三首相は国会で、「その事案はさまざまな複雑な国際関係の中で生起する」「『新3要件』を満たすか否かの中で判断する」と答弁し、排除しない態度です。

集団的自衛権は、歴史的には米国のベトナム侵略、旧ソ連のアフガニスタン侵略など、大国による干渉、侵略戦争の口実とされてきました。イラク戦争のようなアメリカの先制攻撃＝侵略への反撃が起きたとき、日本が集団的自衛権を振りかざして参戦するなら、日米の「集団的侵略」になります。

歴史の実例に照らして、集団的自衛権行使の最大の現実の危険はそこにあります。

戦争そのもの

安倍首相は、「武力行使を目的として湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加することはない」と繰り返しますが、集団的自衛権の行使は武力行使＝戦争そのものです。

政府は長年、憲法9条のもと「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」としてきました。武力の行使は、「日本に対する武力攻撃の排除」に限定されたの

です。憲法 9 条 2 項の「戦力不保持」規定のもと、自衛隊を「戦力」とは異なる“特殊な実力”と位置づけ「合憲」性を説明するためでした。

もともと戦力不保持を定めた 9 条 2 項のもとすべての武力行使は憲法違反です。自衛隊を「合憲」とする従来の政府解釈からも、集団的自衛権で米国と肩を並べて戦争することになれば、自衛隊は「戦力」でないと言えなくなります。集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更は憲法そのものを逸脱します。それを具体化する戦争立法も明白な憲法違反です。

(つづく)

2015 年 4 月 3 日(金)

徹底批判！「戦争立法」 (6)

武器等防護 現場判断で武力行使開始

平時から有事（戦時）まで「切れ目ない」米軍防護に道を開くのが、「武器等防護」規定の変質的拡大です。



現行の自衛隊法 9 5 条の「武器等防護」規定は、自衛隊艦船や航空機などの装備品を破壊や奪取から守るための「受動的・限定的な」武器使用（応戦）を認めています。

政府・与党は、本来自国の装備品を守るための規定を米軍部隊に適用することに加え、米軍以外の他国軍にまで拡大する大転換を狙っています。

「日本の防衛に資する活動」(与党合意)に従事している他国軍の部隊が防護の要件となっていますが、地理的制約はなんらありません。日本から離れた場所で共同行動している他国軍部隊であろうと、日本の防衛に「資する」とみなして

防護対象となります。

平時でも反撃

95条の「武器等防護」では、現場自衛官の判断だけで応戦が可能です。2月20日の与党協議で示された資料によると、政府はこの仕組みをほぼそのまま他国軍部隊の防護の場合にも適用することを検討しています。

しかし、現場部隊の判断だけで他国軍と反撃すれば、国会承認などの手続きもないまま事実上の集団的自衛権行使に踏み込むことになります。

狙いは何か。

中国への「シームレスな（切れ目ない）対応」を検討した防衛省の内部文書（2013年3月）があります。

文書は、平時（警察権）と有事（自衛権）の隙間に「自衛権に至らない武力行使」があるとして、武器使用権限の拡大で埋める必要性を示しています。

自衛隊に平時からの武力行使が認められていないのは、戦争自体を放棄した憲法9条の制約下にあっては当然のことです。

しかし、平時から有事まで「切れ目」なく他国部隊を防衛するようになれば、現場で始まった戦闘をスムーズに本格的戦争へ切り替える体制が敷かれることになります。

監視活動拡大

平時から他国軍防護の権限が与えられれば、自衛隊は米軍とさらに一体化した作戦行動が可能になります。

そもそも米軍以外まで防護の必要があると政府が主張するのは、米空母艦隊に豪海軍の艦船が参加した例があるからです（前述2月20日の政府資料）。

裏を返せばこの権限で自衛隊も、空母艦隊などの一部として海洋監視活動を広げることになります。実際、米海軍のグリナート作戦部長は昨年、「自衛隊を

空母打撃群やミサイル防衛パトロールへ統合し、一つの部隊として共同作戦ができる」と述べています。

(つづく)

2015年4月4日(土)

徹底批判！「戦争立法」 (7)

「邦人救出」特殊作戦部隊化の口実に

海外で邦人がテロや騒乱、人質事件などに巻き込まれた際、自衛隊がその国まで出かけて「救出作戦」を遂行するための法整備です。

すでに自衛隊法には緊急事態時に海外の邦人を「輸送」する規定があります。航空機、艦船、車両へと範囲が順次拡大されてきましたが、実際の輸送は実績作りの1例を含む2例しかありません。

「救出」は「輸送」に比べ、「武器の使用が想定される場面

が多い」(3月13日配布の政府資料)とされるように、他国領土に踏み込む危険な任務です。

政府が想定する「邦人救出」の5事例

①日本の航空機がハイジャックされた場合



②日本の大使館・領事館などが占拠された場合



③国外退避の集合場所に向かう邦人が誘拐された(されそうな)場合



④救出に向かう途中で通行妨害に遭った場合の排除



⑤国外退避の集合場所が暴徒などに囲まれた場合の排除



人質事件想定

政府は与党協議の場で、▽大使館等の占拠▽日本の航空機のハイジャック—といった人質事件への投入も想定。その場合、自衛官だけでなく人質の命も危険にさらされます。

そもそも在外邦人保護は在留先の政府に一義的責任があります。退避が必要な場合は渡航情報などをもとに自主避難し、さらに緊急の場合は日本政府が民間機などをチャーターする方法もあります。

政府は、自衛隊投入には▽その場で武力紛争が発生していない▽領域国が治安維持にあたっている—の条件をあげており、自衛隊でなければ救出できない事例はほとんど想定できません。

異例の苦言が

安倍晋三首相は、過激組織 I S による日本人質事件で、1 人の安否が不明の段階から、「自衛隊が持てる能力を十分に生かすことができない」（1 月 2 5 日の NHK 番組）などと事件を口実に法整備を主張してきました。

しかし、自衛隊準機関紙「朝雲」（2 月 1 2 日付）には人質救出の法整備に前のめりの国会の議論に、苦言を呈する異例のコラムが掲載されました。

コラムは人質救出作戦の難しさをあげ、「国民に誤解を与える無責任な質問」と断じています。

自衛隊元幹部は、在ペルー日本大使公邸占拠事件（1 9 9 6 年発生）の場合、相手の人数・配置・武器がわかり、地下トンネル掘削などの準備の上での成功だったと指摘。アルジェリア人質事件（2 0 1 3 年）では、現地情報に詳しい当事国軍隊でも失敗しました。

逆に、法整備で自衛隊は「敵は殺して人質だけ救う」という最も困難な任務へ準備が迫られます。特殊作戦部隊の強化や海外での情報収集拡大といった「軍隊

化」へ格好の口実となります。（おわり）

（この連載は池田晋、竹下岳、中祖寅一が担当しました）

2015年3月31日(火)

世論と逆行「戦争立法」

今国会成立に「反対」過半数

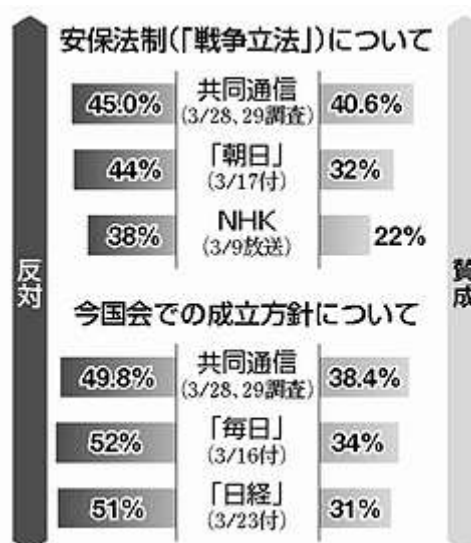
地方紙 相次ぎ批判社説

いっせい地方選後の5月の連休明けにも「戦争立法」を国会提出し、会期中の成立を狙う安倍自公政権。報道各社が行った直近の世論調査では、いずれも「戦争立法」反対が賛成を上回り、今国会での成立には過半数が反対しています。民意を無視した暴走ストップへ、いっせい地方選での審判が求められます。

共同通信の調査（28、29両日実施）では「集団的自衛権を行使できるようにする法整備」について「反対」45.0%で、「賛成」40.6%を上回りました。「朝日」（17日付）調査でも法案に「反対」が44%。「自衛隊の活動を拡大すること」の賛否では「反対」は52%にのぼっています。NHKの世論調査（9日放送）では法整備に「反対」が38%と、「賛成」の22%を上回りました。

また、「戦争立法」の今国会での成立には「毎日」（16日付）調査で「反対」が52%と過半数。与党合意発表後の20～22日に実施された「日経」（23日付）の調査でも「反対」が51%と半数を超えています。同調査では公明党支持層でも「反対」が「賛成」を上回ったとし、自民党支持層でも32%が「反対」しています。

自民、公明両党が「戦争立法」の骨格を合意した20日を前後し28日までに、地方紙30社がこの与党合意を社説・論説で取り上げました（本紙調べ）。「際限なき自衛隊活動拡大」（北海道新聞21日付）、「『専守』変質を憂う」（東京・中日新聞21日付）、「国民置き去りに進めるな」（西日本新聞21日付）の見出しで批判の論陣をはっています。



「戦争立法」の与党合意を取り上げた主な地方紙の社説・論説

新聞名	見出し
北海道新聞	際限なき自衛隊活動拡大(21日付)
東奥日報	歯止め明確にする議論を(22日付)
デーリー東北	自公案、歯止めが不十分だ(21日付)
岩手日報	結論を急ぐべきでない(22日付)
秋田さきがけ	拡大解釈の懸念が募る(24日付)
河北新報	一気呵成の進展危うさ募る(19日付)
茨城新聞	党略優先、核心見えず(23日付)
下野新聞	党利党略優先、核心見えず(23日付)
神奈川新聞	曖昧な表現、調整先送り(21日付)
山梨日日新聞	任務とリスクの拡大、不安だ(21日付)
新潟日報	「歯止め」になっていない(23日付)
信濃毎日新聞	問題先送りの与党合意(21日付)
中日・東京新聞	「専守」変質を憂う(21日付)
静岡新聞	「専守防衛」を堅持せよ(24日付)
京都新聞	拙速に過ぎる与党合意(21日付)
神戸新聞	なし崩しに懸念は強まる(24日付)
中国新聞	「先走り」が過ぎないか(21日付)
山陽新聞	何が歯止めか分からない(21日付)
愛媛新聞	武力行使への道容認できない(25日付)
徳島新聞	海外派遣に歯止めかけよ(21日付)
高知新聞	なし崩しは許されない(21日付)
西日本新聞	国民置き去りに進めるな(21日付)
佐賀新聞	一気に進めるものではない(21日付)
長崎新聞	党略優先 見えない核心(22日付)
大分合同新聞	党利党略優先、核心見えず(23日付)
熊本日日新聞	与党合意は拙速にすぎる(21日付)
宮崎日日新聞	党略優先より丁寧な議論を(25日付)
南日本新聞	厳格な歯止めが必要だ(22日付)
沖縄タイムス	禍根残す急激な軍事化(21日付)
琉球新報	軍事偏重が平和国家崩す(17日付)